

お客様各位

令和6年7月29日  
愛知県中央信用組合

営業時間中における職員のマスク着用の見直しについて

日頃より愛知県中央信用組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当組合におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5類感染症へ移行した令和5年5月以降も、原則、職員はマスクを着用して勤務を継続してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省の「感染対策およびマスク着用の考え方について」に基づき、令和6年7月29日より、マスクの着用は職員個人の判断とさせていただきます。

今後も、お客様の安全を第一に考え、状況に応じた対応を行ってまいります。  
何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

